

徳島県告示第四百十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十二条の二第一項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者に公金事務を委託した。

令和八年三月十七日

徳島県知事 後藤田 正 純

名 称	住所又は事務所の所在地	委託した公金事務	指定年月日	委託年月日
一般財団法人地域総合整備財団	東京都千代田区麹町四丁目八番一号	徳島県地域総合整備資金貸付要綱（平成二年九月六日制定）第一条に規定する地域総合整備資金の貸付けに係る支出の事務及び償還金の徴収の事務	令和八年三月十三日	令和八年三月十三日